### 様式例(法第31条第3項第3号及び施行規則第24条関係)

# ○ 役職員等名簿

# 1. 役員

(ふりがな) 氏 名	役職	職業	前事業年度 報酬の (該当に	有無	差止請求に係る相手方である事業者等 と特別の利害関係を有する場合の措置 が講じられた場合における当該措置の 内容
やすおか まさよし 安岡 正義	理事長	・大分大学名誉教授	有	無	該当する場合が生じていない
あおき ひろのり	副理事長	・生活協同組合コープおおいた理事長・コープ九州事業連合理事・大分県生活協同組合連合会会長理事	有	無	該当する場合が生じていない
おおうち まゆみ 大内 眞弓	副理事長	・無職	有	<b>(</b>	該当する場合が生じていない
おの ひさえ	理事	<ul><li>・大分県消費者団体連絡協議会 会長</li><li>・大分県生活学校運動推進協議会 会長</li><li>・大分県女性団体連絡協議会 会長</li></ul>	有	<b>(</b>	該当する場合が生じていない
もろとみ みきお 諸富 幹夫	理事	• 無職	有	<b>(</b>	該当する場合が生じていない
かめい まさてる	理事	· 弁護士法人 徳田法律事務所 弁護士	有	<b>(</b>	該当する場合が生じていない

とうや ようへい	-				_	
遠矢 洋平	理	事	・遠矢・伊藤法律事務所 弁護士	有		該当する場合が生じていない
かわはら のぶあき						
河原 伸明	理	事	<ul><li>・大分県生活協同組合連合会 専務理事</li></ul>	有		該当する場合が生じていない
むらかみ みかこ			・大分県消費生活・男女共同参画プラザ			
村上 美佳子	理事		消費生活相談スーパーアドバイザー	有		該当する場合が生じていない
まさまる のぶこ	理事	事	• 九州財務局大分財務事務所	有		該当する場合が生じていない
政丸 延子						
ゆき ふみお			・生活協同組合コープおおいた		有 無	該当する場合が生じていない
幸文夫		事	管理支援本部長	有		
たかせ こういち						
高瀬 宏一	監	事	· 大分県学校生活協同組合 専務理事	有	<b>(#)</b>	該当する場合が生じていない

# 2. 職員

	役職	職業	前事業年度にお	差止請求に係る相手方である事業者等と特別の利害関
氏 名			ける報酬の有無	係を有する場合の措置が講じられた場合における当該
			(該当に○印)	措置の内容
やまむら かつみ				
山村 克巳	事務局長	・大分県消費者問題ネットワーク	<b></b> 無	該当する場合が生じていない
おおた こうさく				
太田耕作	相談役	・大分県消費者問題ネットワーク	<b></b> 無	該当する場合が生じていない
ながの きみこ				
長野 紀美子	事務局職員	・大分県消費者問題ネットワーク	<b></b> 無	該当する場合が生じていない

# 3. 専門委員

氏 名	役職	職業	前事業年度にお ける報酬の有無 (該当に○印)	差止請求に係る相手方である事業者等と特別の利害関係を有する場合の措置が講じられた場合における当該 措置の内容
とおや ようへい	·理事		,	
遠矢 洋平	検討委員会委員長	弁護士 (大分県弁護士会)	有無	該当する場合が生じていない
いだ まさき			_	
井田雅貴	検討委員会委員	弁護士 (大分県弁護士会)	<b></b> 無	該当する場合が生じていない
みやもと がくじ				
宮本 学治	検討委員会委員	弁護士(大分県弁護士会)	有無	該当する場合が生じていない
ほり てつろう				
堀 哲郎	検討委員会委員	弁護士(大分県弁護士会)	有無	該当する場合が生じていない
てらもと ゆうじ			_	
寺本 裕二	検討委員会委員	弁護士 (大分県弁護士会)	有無	該当する場合が生じていない
むらかみ みかこ	理事		_	
村上 美佳子	検討委員会委員	消費生活相談員	有無	該当する場合が生じていない
まさまる のぶこ				
政丸 延子	検討委員会委員	消費生活相談員	有無	該当する場合が生じていない

まつお たかこ				
松尾 貴子	検討委員会委員	消費生活相談員	有	該当する場合が生じていない
ただ なほこ				
多田なほ子	検討委員会委員	消費生活相談員	有	該当する場合が生じていない
かわむら あけみ				
川村明美	検討委員会委員	消費生活相談員	有	該当する場合が生じていない

### 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 「差止請求に係る相手方である事業者等と特別の利害関係を有する場合の措置が講じられた場合における当該措置の内容」については、当該役員、職員及び専門委員について業務規程に定める役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方である事業者等と特別の利害関係を有する場合の措置が講じられた場合における当該措置の内容を記載し、差止請求に係る相手方である事業者等と特別の利害関係を有する場合等の場合が生じなかった場合には、「該当する場合が生じていない」と記載すること。
- 3 役員の「職業」については、役員が兼職している場合には、兼職先と当該兼職先における役職等も漏れなく記載すること。